

○ 転科の許可に関する規則

平成 16 年 4 月 1 日
規 則 第 15 号

転科の許可に関する規則

(趣旨)

第 1 条 鈴鹿工業高等専門学校学則(平成 16 年学則第 1 号)第 24 条に定める転科の許可については、この規則の定めるところによる。

(転科許可の申請資格)

第 2 条 転科許可の申請を行うことができる者は、本校学科の第 1 学年及び第 2 学年に在学する者とする。

(申請手続き)

第 3 条 転科を希望する者は、転科申請書(別記様式)を学級担任を経て、校長あて提出しなければならない。

2 前項の転科申請書は、毎年 2 月 20 日から 2 月末日までの間に提出するものとする。

(転科の許可)

第 4 条 転科の許可は、教務委員会の議を経て、校長が行う。

(転科許可の要件)

第 5 条 転科許可の要件は、次のとおりとする。

- (1) 学年の学業成績が、申請者の属する学級の上位 3 割の範囲内にあること。
- (2) 面接など選考試験に所定の成績を上げること。

(選考試験の実施)

第 6 条 前条第 2 項の選考試験は、申請者の転科希望先の学科が実施する。

2 前項の選考試験は、当該学年の学業成績が確定した後に実施する。

(教務委員会の審査)

第 7 条 教務委員会は、申請者の学業成績等に基づき、転科許可の可否について審査を行い、その結果を校長に具申する。

(不許可の特例)

第 8 条 校長は、申請者が第 5 条に掲げる転科許可の要件を満たしている場合においても、学級の授業に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、転科の許可を行わないことができる。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

転 科 申 請 書

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年

現住所
学生氏名

現住所
保護者氏名
本人との続柄()

下記により、転科を希望しますので、御許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 転科希望学科名
- 学科
- 2 転科希望年月日
- 年 月 日
- 3 転科希望理由
- 4 学級担任の所見

学級担任氏名

- 5 受 付 欄